

高齢者虐待の実態 ～アンケート調査から～

総社市へ平成 18 年度中に 27 件の高齢者の虐待事例が通報されました。

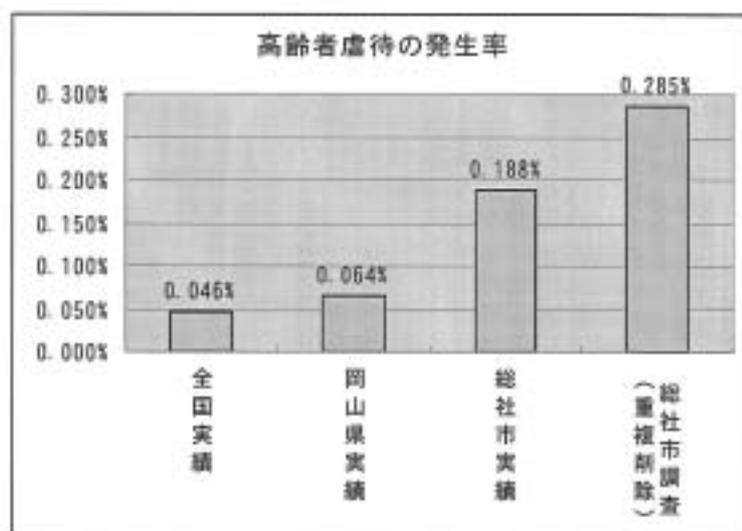
そこで、「虐待の対応策を検討するため、正確な実態を把握し、より迅速かつ適切な対応システムの開発について検討すること」を目的として、「養護者による高齢者虐待」について、市内の 130 機関（介護保険事業所、医療機関、警察署、民生委員協議会等）及び「養介護施設従事者等による高齢者虐待」について、92 機関（法に基づく養介護施設従事者等対象事業所）を対象として、平成 18 年度中に取り扱った高齢者虐待に関する実態調査を行いました。

1) 養護者による高齢者虐待

(1) 高齢者虐待の発生率

回答のあった 105 機関の内、31 機関（29.5%）から、46 件の回答がありました。

なお、機関間の重複を分析した結果 41 件（5 件の重複）の虐待があったことから、全数把握はできていないものの比較的高率での把握ができていますと考えられます。



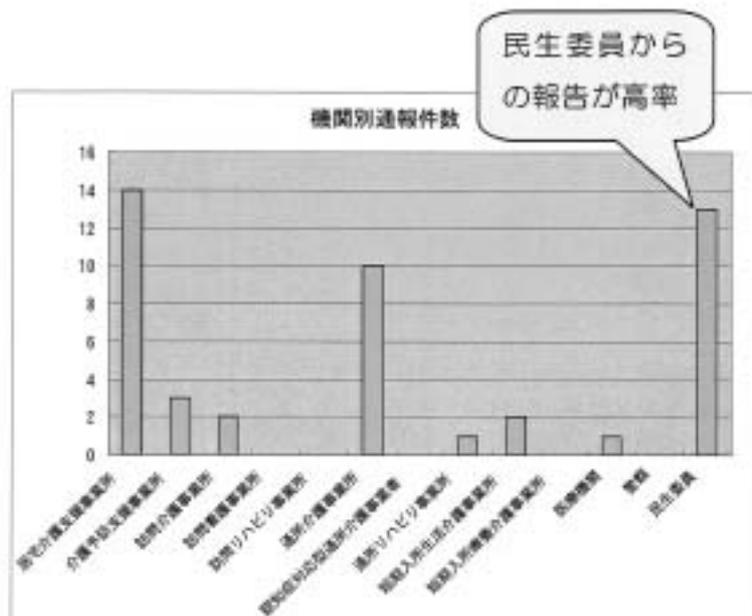
高齢者虐待 41 件
全国比 6.2 倍もの発見!!

(平成 18 年度実態調査)

(2) 機関別通報件数

通報件数は、機関別では居宅介護支援事業所が最多で14件、次いで民生委員13件、通所介護事業所10件でした。その他の機関ではそれぞれ数件の通報にとどまっています。

今後、様々な機関との連携の必要性和課題がうかがえますが、民生委員からの報告が多いことから地域包括支援センターと地域住民との連携が深まりつつあると考えられます。

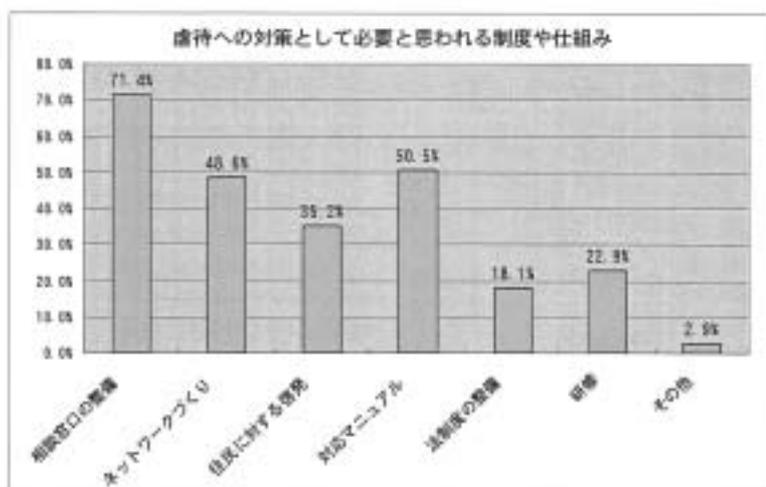


(3) 高齢者虐待への対策として必要と思われる制度や仕組み

回答のあった機関のうち、「相談窓口の整備」が最も多く71.4%（75 機関）から回答があり、次いで、「対応マニュアルの作成」50.5%（52 機関）、「ネットワークづくり」48.6%（51 機関）でした。

その他の回答では、「家族との関係に関するもの」、「虐待されている高齢者がすぐ入所できる施設の必要性」等があげられ、今後、虐待に関する相談窓口の強化や体制、一時保護施設

の充足が望まれていることが示されました。

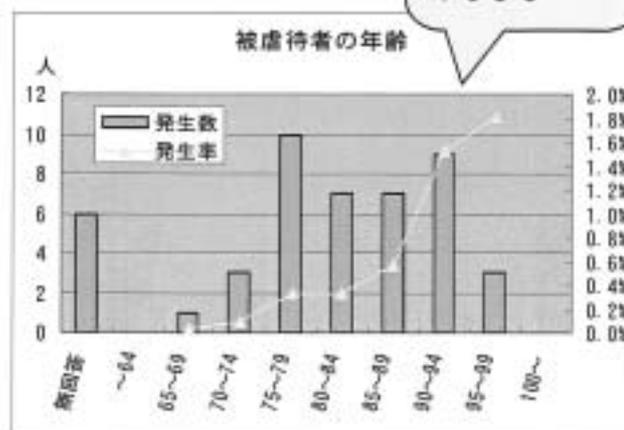


①被虐待者（高齢者）の状況

（1）被虐待者の性別・年齢

虐待を受けている高齢者の性別は、男性 30.4%、女性についてはその 2 倍以上の 69.6% でした。

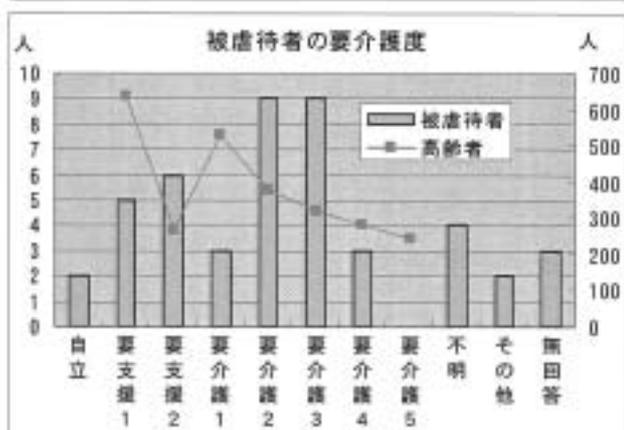
年齢は、75 歳以上の後期高齢者が約 8 割を占めている。発生率を折れ線グラフが示しており、高齢になるほど発生率が上がることがわかりました。



高齢になるほど発生率が上がります

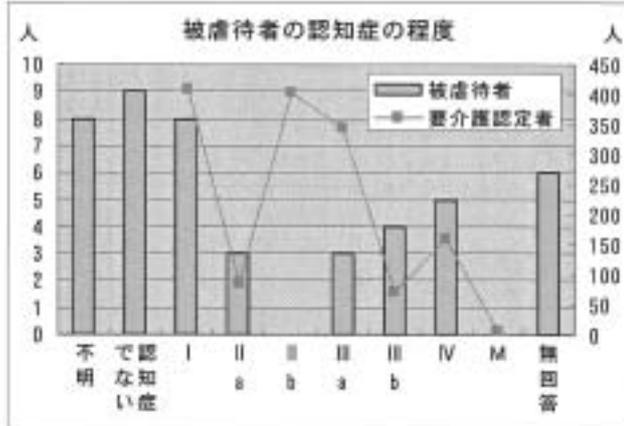
（2）被虐待者の要介護度

棒グラフが要介護度別の被虐待者数であり、折れ線グラフが平成 19 年 3 月末現在の要介護認定者数です。要介護 2 及び 3 の発見率が高率となっています。



（3）被虐待者の認知症の程度

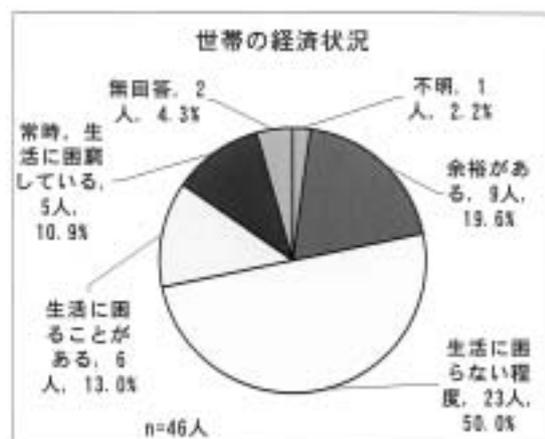
棒グラフが認知症の程度別の被虐待者数であり、折れ線グラフが平成 19 年 3 月末現在の要介護認定者数です。認知症でない及び I と、認知症軽度者の発見率が高率となっています。



（4）世帯の経済状況

「生活に困らない程度」の割合が最多で、50.0% でした。

「生活に困ることがある」6 人のうち 2 人、「常時生活に困窮している」5 人のうち 3 人が経済的虐待であることから、経済状況が悪化するにつれて経済的虐待が高率となっています。



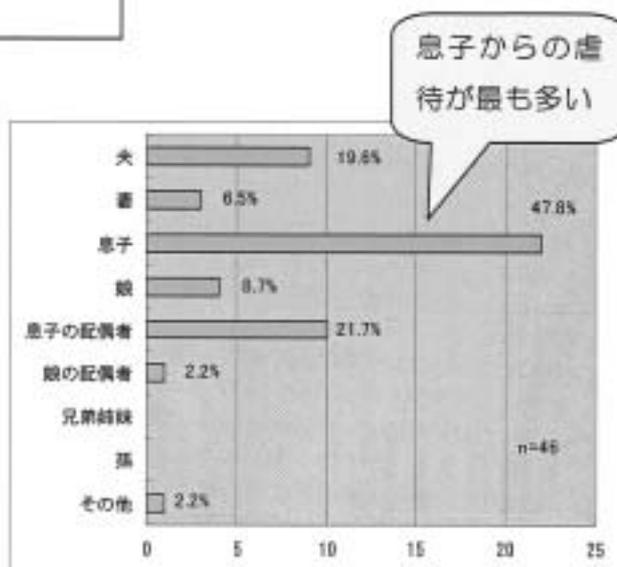
②虐待者（養護者）の状況

(1) 中心的虐待者（養護者）

息子が最多で 47.8%，次いで息子の配偶者が 21.7%，夫は 19.6%でした。

〈息子からの虐待の具体的内容の順位〉

- 1 身体的虐待
- 2 介護・世話の放棄・放任
- 3 心理的虐待
- 4 経済的虐待

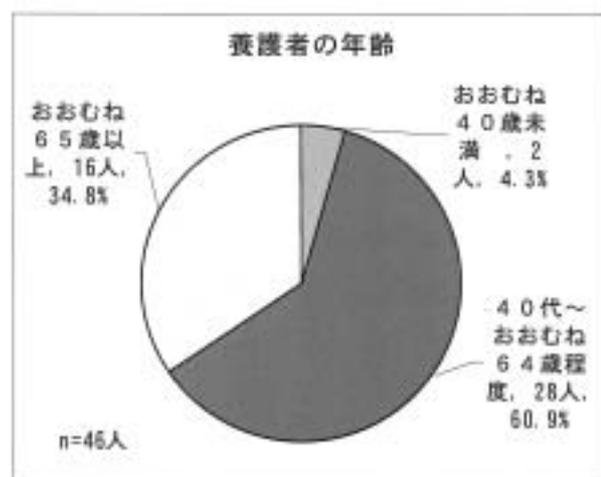


(2) 中心的虐待者（養護者）の性別、年齢

虐待者の性別は、男性 63.0%，女性 34.8%で、被虐待者の性別とは違い、男性の方が高率でした。

虐待者の年齢は、40代からおおむね 64歳程度が 60.9%で高率で、これらの虐待内容は、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、経済的虐待の発生が高率となっています。

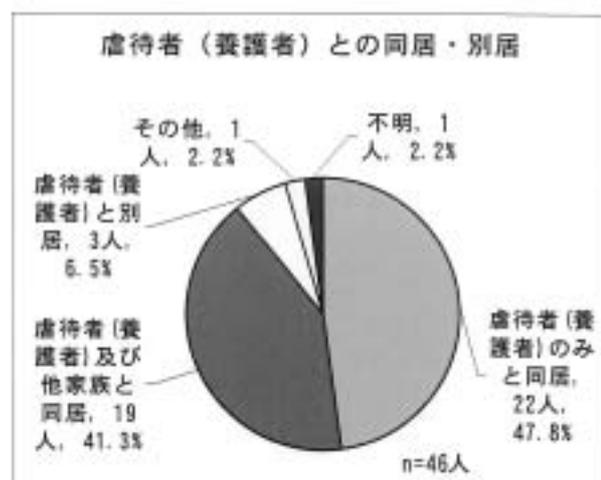
65歳以上の虐待者は、身体的虐待が最も多い結果となりました。



(3) 虐待者（養護者）との同居・別居

虐待者のみとの同居 47.8%，他家族との同居 41.3%で、同居の割合が 89.1%と全国調査 84.3%に比べわずかに高率でした。

また、別居の割合は 6.5%で、全国調査の 10.8%と比べると低率でした。



(4) 被虐待者（高齢者）の自覚と虐待者（養護者）の自覚



<被虐待者（高齢者）>

自覚がある・・・50%（2人に1人）

自覚がない・・・21.7%

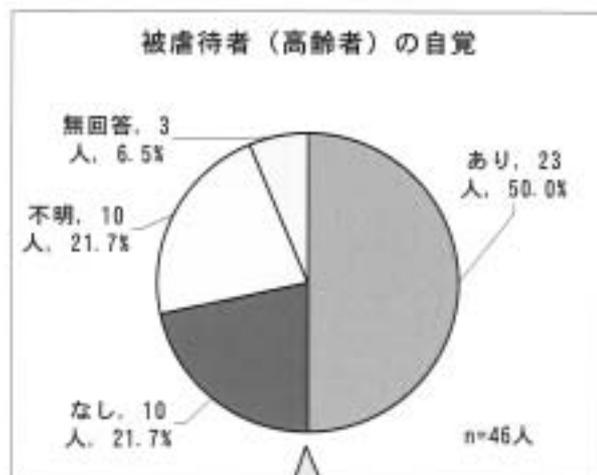
<虐待者（要護者）>

自覚がある・・・28.3%（4人に1人）

自覚がない・・・13.0%

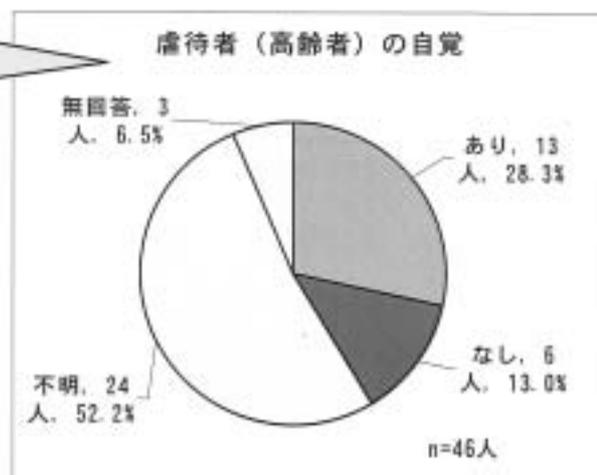
不明（自覚の有無が特定できない）・・・

52.2% 多い



2人に1人は虐待を受けている自覚がある！！

4人に1人しか虐待を自覚していません！！

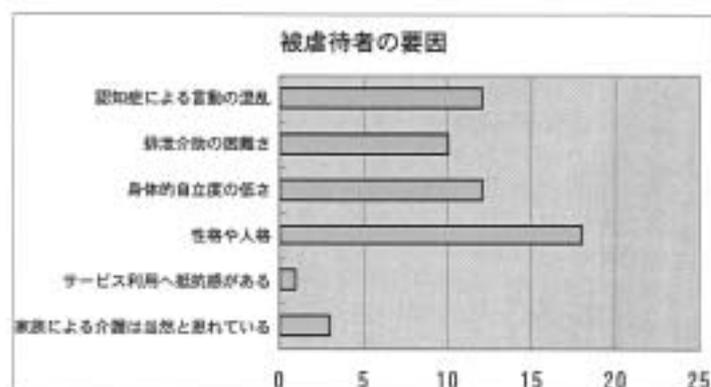


③虐待の内容と要因

虐待の内容は、身体的虐待が最多で45.7%、次いで介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、経済的虐待の順となっており、性的虐待についての事例の報告はありませんでした。

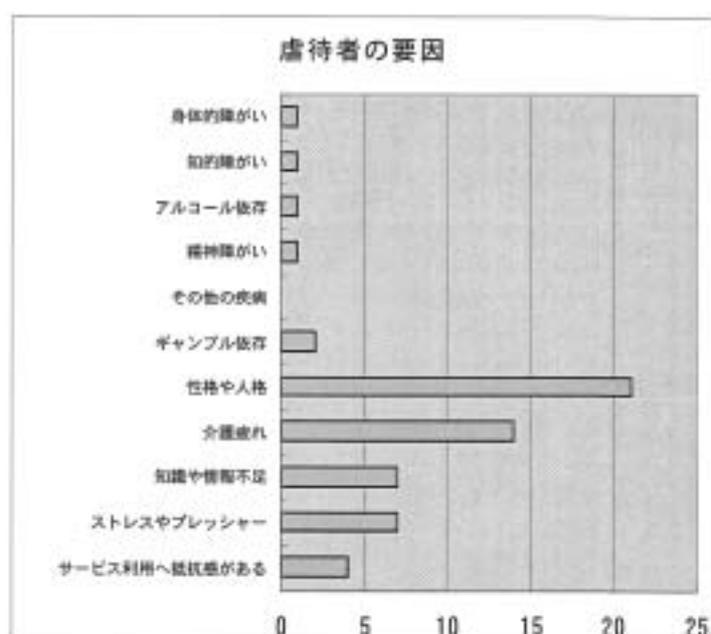
(1) 被虐待者の要因

虐待を受けている高齢者の要因として、性格や人格が最多で18件、次いで認知症による言動の混乱及び身体的自立度の低さ12件、排泄介助の困難さ10件でした。



(2) 虐待者の要因

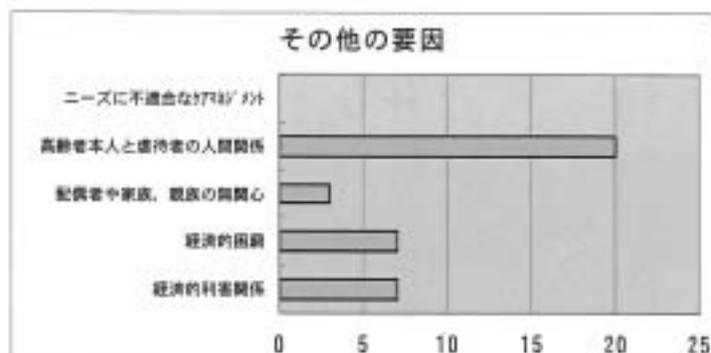
虐待をしている介護者の要因は、被虐待者の要因と同じく性格や人格が最多で21件あり、次いで介護疲れ14件、ストレスやプレッシャー及び知識や情報不足によるものが7件でした。



(3) その他

その他の要因では、高齢者本人と虐待者の人間関係20件と最多でした。

また、自由記述では、「被虐待者が息子をかばう」、「行政の無理解と独断」との意見がありました。



2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待

平成 18 年度に虐待と考えられる事例のあった機関は 2 機関あり、個別調査票の回答が 4 件ありました。

また、虐待につながる恐れのある事例があった機関は、1 機関から 2 件の回答がありましたが、個別調査票の提出はありませんでした。

- 法の周知度に関する意識調査では、
 - 「全員知っている、もしくはほぼ知っている」・・・60.0%
 - 「ほぼ知らない」・・・13.8%
 - 「把握していない機関」・・・8.8%

- 研修会等の実施状況では、
 - 「定期・不定期に関わらず行っている」・・・60.0%
 - 「行っていない」・・・31.3%

本調査で4件の報告がありましたが、平成18年度の通報件数は、総社市0件、岡山県1件、全国53件となっています。

しかし、実際の発生件数ははるかに多いことが予測されることから、実態を正確に把握するには、施設等事業所単位での調査ではなく、施設等従事者個人への直接的な調査の必要性が感じられました。

また、虐待の取扱いがあると回答した機関については、法に関する職員への周知度は比較的高く、市への通報義務についても知っていると回答していましたが、実際の通報方法や積極的な義務遂行に向けて、今後はより詳細に啓発活動を行う必要があります。

●虐待と考えられる事例

2機関から4件

●虐待につながる恐れのある事例

1機関から2件

